

東成瀬村男女共同参画計画

(第3次計画)

令和6年4月

東成瀬村

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨 … 2
2	計画の位置づけ … 2
	①市町村男女共同参画計画としての位置づけ
	②配偶者暴力防止（DV）法に基づく基本計画としての位置づけ
	③法令及び関連計画との整合
3	計画期間 … 3
4	計画の推進体制 … 3
5	計画の進行管理 … 3
6	計画の基本的な考え方 … 4
	④基本理念
	⑤基本目標
第2章 計画の体系と施策の内容	
1	計画の体系 … 5
2	施策の内容 … 6
基本目標1 あらゆる分野における男女の活躍推進 … 6	
	施策の方向1 一人ひとりが活躍し続けられる職場づくりの推進
	施策の方向2 地域社会における女性の参画拡大
基本目標2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現 … 8	
	施策の方向1 性暴力やハラスメント等の根絶
	施策の方向2 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化 … 10	
	施策の方向1 人権の尊重と理解促進
	施策の方向2 行政分野等における率先した取組の推進
3	計画の指標 … 11

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現が21世紀における国の最重要課題とされており、誰もが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められています。

国では、令和2年度に女性の雇用拡大やセクシュアルハラスメントの根絶等に向けた対応を含め、男女共同参画社会の実現をより一層加速させるため、「第5次男女共同参画計画」を策定しました。

こうしたことを受け、県では「秋田県男女共同参画推進条例」に基づき、「一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる持続可能な活力ある社会の実現」を目標とした「第5次秋田県男女共同参画推進計画」を令和2年度に策定しました。

本村では、男女共同参画基本法に基づき、平成16年に東成瀬村男女共同参画計画を策定し、計画を見直しながら男女共同参画の推進に取り組んできました。

近年、少子高齢化の進展や人口減少による社会構造の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大、さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）の深刻化等が女性の雇用環境に影響を及ぼしています。本村を取り巻く社会情勢は日々変化しており、性的マイノリティ（性的少数者）問題、各種審議会等における女性の参画など、新たに注視すべき問題への対応策を検討する必要があります。

この度、本計画（第2次計画）が令和5年度をもって期間満了を迎えるにあたり、これまで取り組んできた施策の成果や今後における社会情勢の変化等を考慮しながら、引き続き住民や民間団体などと共に男女共同参画を進めていくために「第3次東成瀬村男女共同参画計画」を策定し、地域の特性を活かした施策の展開を図っていきます。

2 計画の位置づけ

①市町村男女共同参画計画としての位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけられます。

②配偶者暴力防止（DV）法に基づく基本計画としての位置づけ

この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけられます。

③法令及び関連計画との整合

この計画は、次の法令や関連計画との整合性を図り、本村が男女共同参画社会の形成を推進するための指針とするものです。

- ・男女共同参画社会基本法
- ・秋田県男女共同参画推進条例
- ・国の男女共同参画基本計画
- ・県の男女共同参画推進計画
- ・東成瀬村総合計画

3 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制

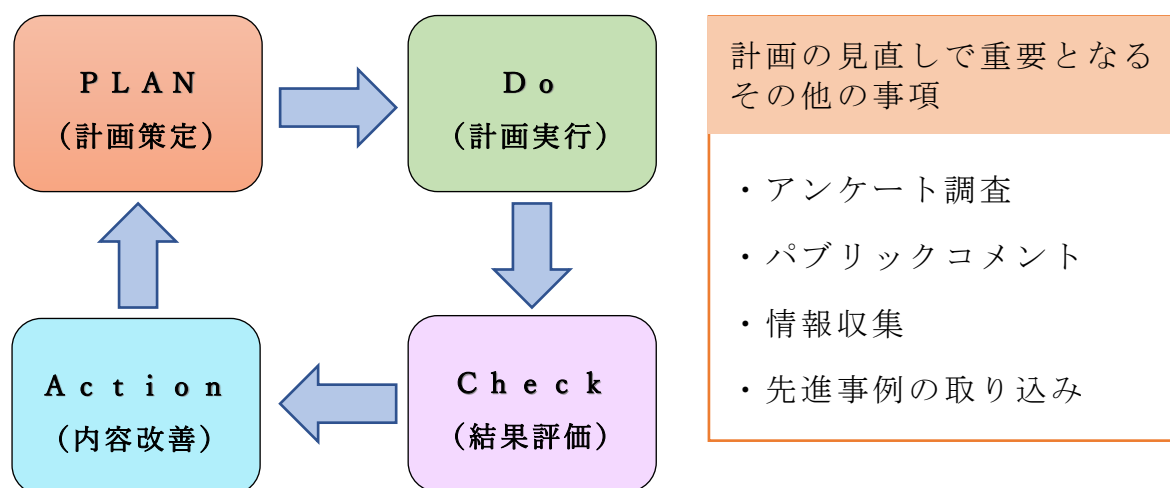
本計画の推進を強化するために、村民や事業者の主体的な取組を支援し、ともに協力し合うとともに、国や県、秋田県南部男女共同参画センターやあきたF・F推進員と連携を図ります。

5 計画の進行管理

男女共同参画に関する情勢の変化は、日々刻々と変化しており、きめ細やかな対応をとっていくためには、情報収集が必要不可欠です。

また、住民や団体などにおける率直な意向や意見を把握し、柔軟に施策へ反映することも本計画を推進する上で重要な要素となります。

社会情勢の変化にいち早く対応するため、PDCAサイクルを基本原理とした次のフローにより柔軟に計画の見直しを行います。



6 計画の基本的な考え方

① 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会の実現をめざして」を基本理念とします。

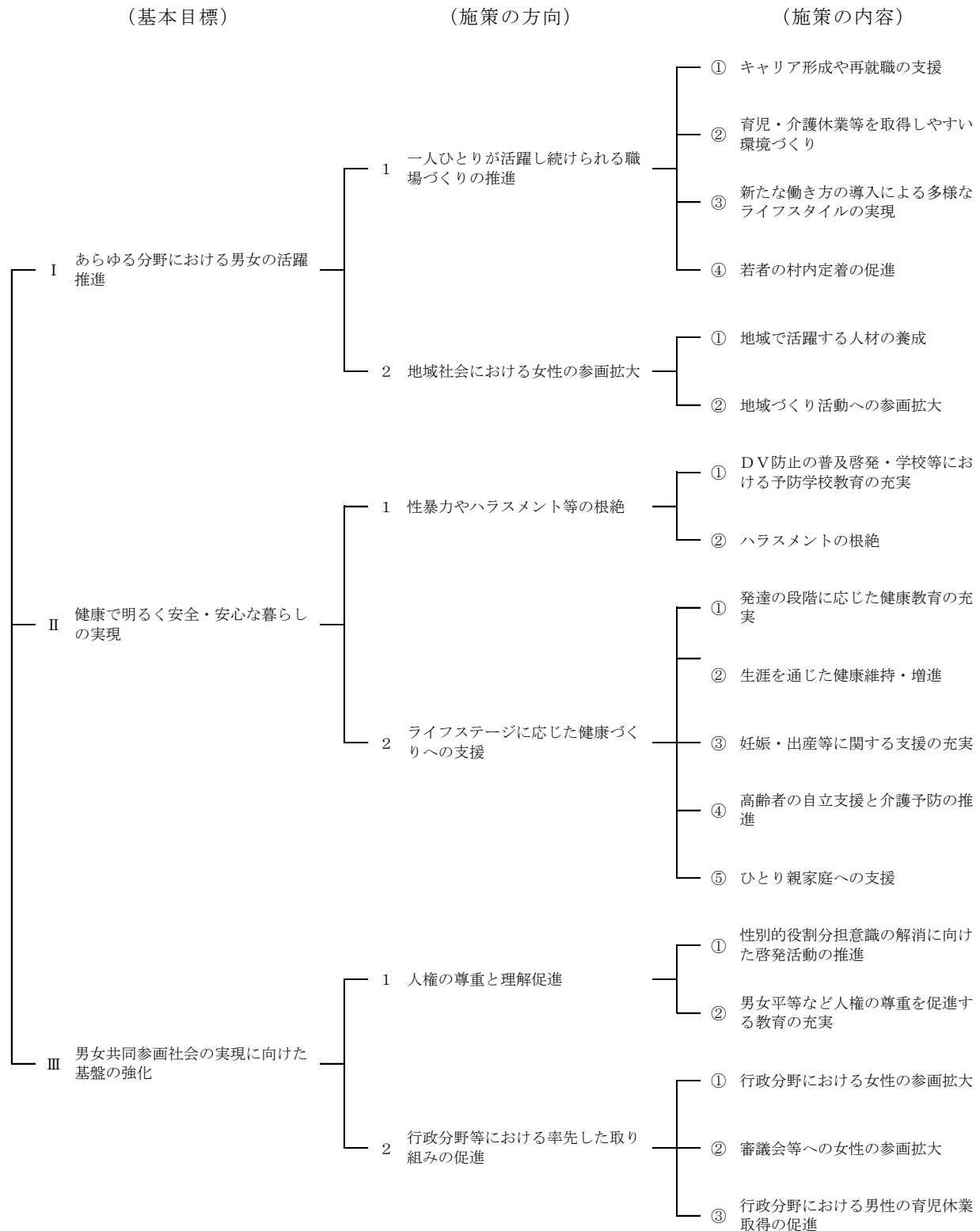
② 基本目標

基本理念実現のため、次の3つを基本目標とします。

- I あらゆる分野における男女の活躍推進
- II 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

第2章 計画の体系と施策の内容

1 計画の体系



2 施策の内容

基本目標 1 あらゆる分野における男女の活躍推進

【現状と課題】

- 人口減少や少子高齢化が急速に進む中、本村の活力を維持・向上していくためには、経済活動や地域活動など社会のあらゆる分野において、男女の活躍を推進していくことが重要です。
このため、企業等がきめ細かなサポートや魅力ある職場づくりをすることで若年女性に対する村内定着の促進や、男性の家事・育児・介護等の参画促進など、男女が活躍できる環境づくりを進めます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、行動・意識・価値観に大きな影響を受け、これまでとは異なる生活スタイルが求められています。
社会や企業等ではオンラインの活用が急速に拡大し、働く場所や時間が柔軟化していくことで、新しい働き方の可能性が広がっています。テレワークは、場所の制約を受けず、時間も有効活用できることから、普及を促すことで男性の家事・育児・介護等への参画を促す機会の推進を図ります。
- 地域活動の基盤となる自治会のリーダーや役員が男性で構成されているところが多い状況にあります。地域づくりを推進するうえで、男女の視点を取り入れることが重要であり、地域活動等への女性の参画を促す必要があります。

施策の方向 1 一人ひとりが活躍し続けられる職場づくりの推進

一人ひとりが自らの意思によって、その個性と能力を十分に発揮しながら活躍できるよう、キャリア形成や起業等に対する支援を行います。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な意識啓発を図り、企業等における男女の育児・介護休業等を取得しやすい環境づくりを促進するほか、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、経済団体等と連携しながら、企業等における取組みを促進します。

魅力ある職場づくりを進めることで、村外転出が多い若者に対する村内への定着を促進します。

【施策の内容】

内 容	担 当 課
①キャリア形成や再就職の支援 就労者のキャリアアップや学生を含む求職者の就業機会を拡大するため、資格取得の支援や雇用情報の提供等を行います。	産業振興課

②育児・介護休業等を取得しやすい環境づくり 男女を問わず、企業等における育児・介護休業等を取得しやすい環境づくりを促進します。	産業振興課
③新たな働き方の導入による多様な ライフスタイルの実現 リモートワークやフレックスタイム制度、短時間勤務制度の導入など、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組みを促進します。	総務課
④若者の村内定着の促進 進学や就職を機とした若者の村外への転出が多いため、魅力ある職場等の情報発信を強化します。	企画課 産業振興課

施策の方向 2 地域社会における女性の参画拡大

持続可能な活力ある地域社会を実現するために、地域活動において、性別や年齢等による役割の固定化をなくし、女性の参画を進めることが重要です。そのため、地域活動の中心となって活躍できる女性の育成を図るとともに、地域づくり活動に女性を含めたあらゆる世代の参画を促進します。

【施策の内容】

内 容	担 当 課
①地域で活躍する人材の養成 自治会活動や消防団活動など地域活動の中心となって活躍できる女性リーダーを育成するために、県や民間団体と協働し、女性を対象とした研修の実施や普及啓発などの取組みを推進します。	企画課
②地域づくり活動への参画拡大 地域コミュニティを維持しながら、複雑化する地域課題を解決するため、地域づくり活動に女性を含めたあらゆる世代の参画を促進するとともに、村民の地域活動に対する支援を進めます。	企画課

基本目標 2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

【現状と課題】

- 性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力のほか、職場におけるハラスメントなどは依然として深刻な社会問題となっています。自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、様々な困難につながります。性犯罪・性暴力は犯罪行為であるとともに、重大な人権侵害です。男女共同参画を推進していく上で、これらの根絶に向けた取組みをより一層推進します。
- 誰もが生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、健康教育の充実や高齢者の自立、介護予防の推進などライフステージに応じた健康づくりの取組みを推進します。また、社会における男女が置かれた状況の違いなどから、女性が陥りやすい貧困生活上の困難の解消を図るため、多様な困難を抱える家庭の実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

施策の方向 1 性暴力やハラスメント等の根絶

性犯罪・性暴力や職場におけるハラスメント等を根絶していくため、性に起因した暴力の根絶と暴力を容認しない社会環境の整備等に取り組めます。高校生など未婚の若年層や障がいを持つ方においても、交際相手による暴力や相手を傷つける言動が問題視されており、教育や普及啓発のほか、相談窓口の整備を行うことで、予防策の充実を図ります。

【施策の内容】

内 容	担 当 課
①DV防止の普及啓発や学校等における予防教育 DV防止キャンペーン等の啓発により、DVが犯罪行為であり、重大な人権侵害であるという認識を共有します。互いを尊重し合う対等な関係を築く方法や相手のことを認めるコミュニケーションの仕方等について、学校の授業をはじめとした教育活動を通じて伝えることで予防教育の充実を図ります。また、家庭内問題などに対する相談体制を整備することで、村民の安全・安心な生活の保護に取り組みます。	企画課 健康福祉課 教育委員会
②ハラスメントの根絶 男女がともに仕事と生活を両立しにくい職場の雰囲気や、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどの解決のため、関係団体等と連携しながら啓発活動を行います。	企画課 総務課

施策の方向2 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

村民が健康について理解を深め、生涯にわたり健康を維持できる取組みを推進します。また、高齢化が進行する中で、高齢者の社会参画や生きがいづくり活動のほか、介護予防につながる活動を促進し、高齢者が健康で自立した生活を送ることができる社会づくりを推進します。

また、ひとり親家庭が経済的な不安や悩みを抱えずに安心して暮らせるための細やかな支援を行います。

【施策の内容】

内 容	担 当 課
①発達の段階に応じた健康教育の充実 子ども達が性に関する正確な知識をもち、適切に理解し行動できるよう、学校における教育活動を通じて横断的な取組みを推進します。	教育委員会
②生涯を通じた健康の維持・増進 ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みについて、安心して相談できる体制づくりを推進するとともに、がん検診等の予防対策を含めた健康づくりの推進に取り組みます。	健康福祉課
③妊娠・出産等に関する支援の充実 こども家庭センターにおける妊娠・出産及び育児等に対する相談体制の充実を図ります。	健康福祉課
④高齢者の自立支援と介護予防の推進 地域住民が主体的に行う生涯学習教室など、多様な活動の場を設けることで高齢者の自立支援や介護予防の推進を図ります。また、在宅で介護に取り組む家族等に対する必要な介護サービスを確保することで、高齢者が生きがいをもって生活できる取組みを進めます。	教育委員会 健康福祉課
⑤ひとり親家庭への支援 児童手当などの経済的支援とともに、母子家庭・父子家庭それぞれの悩みや課題に適切に支援できる相談・情報提供体制の充実を図ります。	健康福祉課

基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

【現状と課題】

- 制度や慣行は、男女共同参画の視点から、性別の区分を設けないなど、時代の変化に合わせた見直しが必要です。一人ひとりが互いに人権を尊重し、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、多様性に配慮した固定的な性別役割分担意識の解消や、人権尊重を基盤とした教育の充実を図ります。男女の性別だけでなく、性的マイノリティ（性的少数者）を含むすべての人の問題として、性別に基づく偏見や不平等の解消を図ります。
- 企業や団体等における女性の活躍推進に向けた取組みを進めるため、行政分野で政策・方針決定過程への女性の参画を推進するなど率先した取組みを進めます。

施策の方向 1 人権の尊重と理解促進

誰もが平等で、互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進めるため、多様性に配慮しつつ、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発や人権教育等の充実を図ります。

【施策の内容】

内 容	担 当 課
①性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動の推進 職場や家庭、学校などあらゆる場で固定的な性別役割分担や習慣が見直しされるよう、広報周知や啓発等を行うことで、性別役割分担意識や性別に基づく偏見・不平等の解消を図ります。	企画課 教育委員会
②男女平等など人権の尊重を促進する教育の充実 家庭や学校において、性別を理由とした差別の解消や、性別による偏見や決めつけをもたせない教育を推進します。	教育委員会

施策の方向 2 行政分野等における率先した取組みの推進

企業や団体等の取組みを推進するため、女性の登用や男性職員の育児休業取得に村が率先して取り組みます。

【施策の内容】

内 容	担 当 課
①行政分野における女性の参画拡大 政策や方針決定の場における女性の参画意識を高めるため、人材育成と活用を進めます。	企画課
②男女平等など人権の尊重を促進する教育の充実 家庭や学校において、性別を理由とした差別の解消や、性別による偏見や決めつけをもたせない教育を推進します。	教育委員会 健康福祉課
③審議会等への女性の参画拡大 村の審議会員等の選出にあたり、積極的に女性の登用を進めます。	総務課
④行政分野における男性の育児休業取得の促進 男性職員の育児休業取得率の向上に率先して取り組みます。	総務課

3 計画の指標

男女共同参画社会実現のため、次の項目を重点目標とし、施策を実施します。

項 目	令和5年度現状値	令和10年度目標値
資格取得支援事業における女性活用量数（累計）	1人	3人
女性農業士認定者数（累計）	0人	1人
保育園の待機児童数	0人	0人
女性消防団員数	10人	15人
審議会等への女性の参画率	25%	35%
授業での取り組み学年数	0学年	3学年
村役場男性職員の育児休業取得数（累計）	1人	3人

用語解説

○男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本となる事項を定めることによって、男女共同参画社会の形成を総合的活計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。この男女共同参画社会の定義は、男女共同参画社会基本法や秋田県男女共同参画推進条例で定められています。

○男女共同参画基本計画

国が定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的計画です。

男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、令和2年12月25日第5次計画が閣議決定されました。

○性的マイノリティ

①生まれつきの体の性

②性自認（「女性」「男性」あるいはその「どちらでもない」などのように、自分の性別をどのように捉えるかを指す。「心の性別」ともいう。）

③性的指向（恋愛や性愛あるいは人生のパートナーとして惹かれる人の性別との関係性のこと。）

④性表現（振る舞い方や服装、髪型などの表現が「女らしい」「男らしい」「中性的」など、どのように表現されているかを指す。）の4要素において、多数の人と在り方が異なる人々のことをいいます。

○あきたF・F推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、秋田県が平成13年度からの年次計画で人材養成している推進員のことで、令和3年度までに男女109名が活躍しています。F・Fとは、フィフティ・フィフティ（Fifty-Fifty）の頭文字を取ったもので、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画しあうという意味が込められています。

○ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことです。少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにするほか、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むことにより、多様な人材を活かした競争力の強化、従業員の意欲向上や業務効率化による生産性の向上等、企業経営でもメリットがあるとされています。

○リモートワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。

○フレックスタイム制度

労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度です。

○DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には、「配偶者（事実婚、元配偶者含む）や恋人等親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力等も含まれます。

○セクシュアルハラスメント

相手方の意に反する性的な言動によって、不快にしたり、肉体的・精神的な苦痛や困惑等を与えたりすることをいいます。

○パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

○男女共同参画センター

男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し、情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するために設置している県の施設です。

○固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」といったように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。